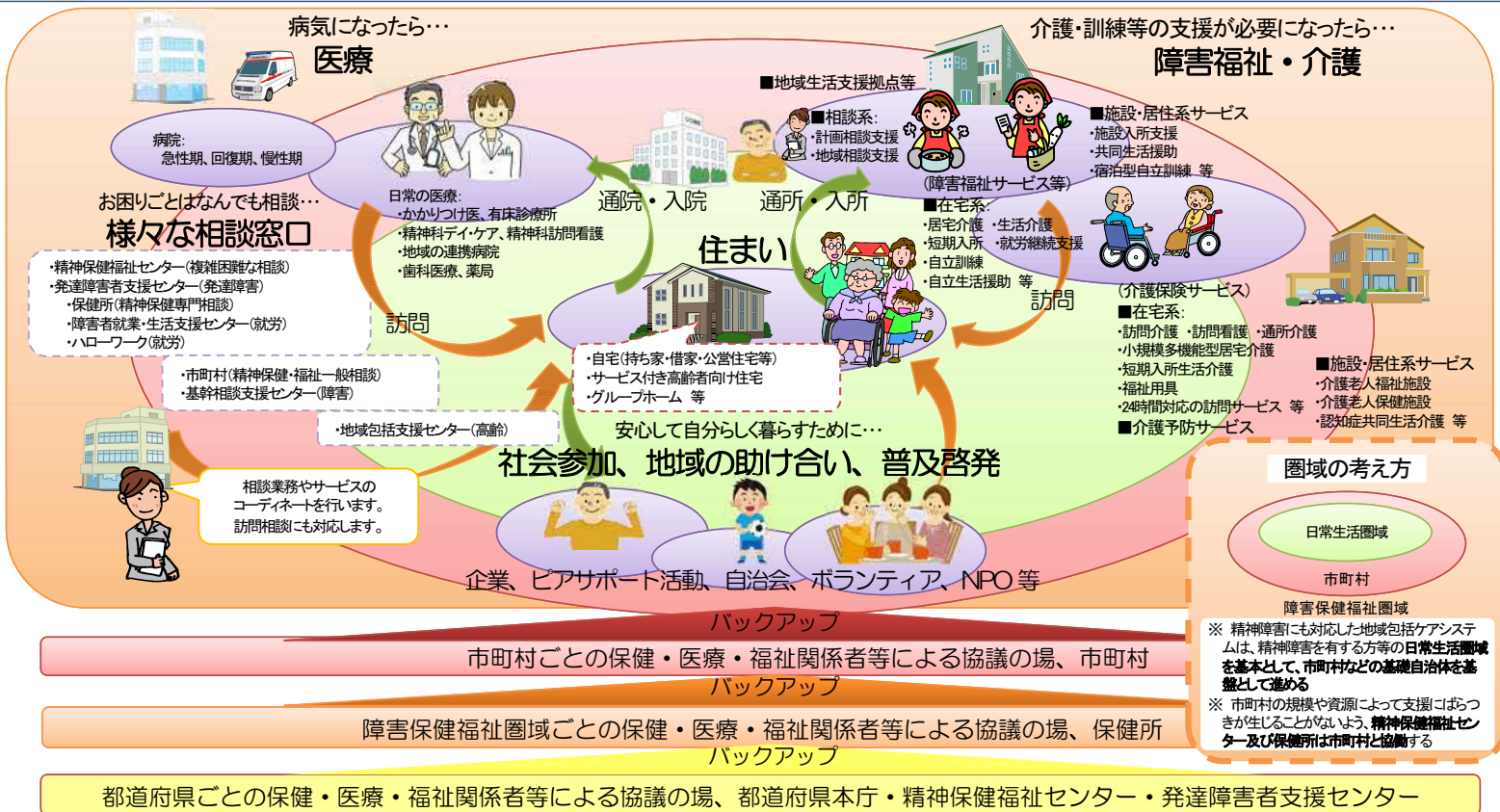


精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度予算額：603,031千円（令和4年度予算額：669,312千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和5年度予算額：39,114千円（令和4年度予算額：39,114千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

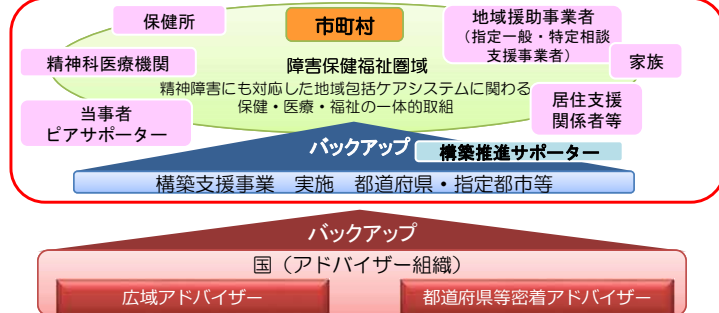
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

①市町村は、精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備をお願いします。

様々な領域と精神保健の複合的なニーズも含め、住民の精神保健医療福祉上のニーズに対応を推進し、担い手の確保・資質向上のための研修受講の促進等といった人員体制の整備、支援体制の確保を進める。

②保健所及び精神保健福祉センターは、市町村の相談支援体制整備の状況把握や人材育成等の支援をお願いします。

・精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、これまでの精神保健業務のノウハウや国の予算事業等を活用し、専門性を要する精神障害者等への個別支援での市町村との協働や、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等を行う。
・重症患者への医療の確保など、従前から都道府県で担っている役割は、今後とも都道府県が担う。

③国は、住民にとって身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備していきます。

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」や「精神保健福祉センター業務運営要領」の見直しを行い、保健所・精神保健福祉センター等の業務を明確化し、業務の担い手の確保や資質向上に対する支援を進める。

精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築

3

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム

11

趣旨

- 令和4年6公表された月に設置された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書では、精神保健に関する課題が市町村における母子保健、介護、困窮者支援等の分野を超えて顕在化しており、市町村における相談支援体制整備の重要性が示された。
- 一方で、専門職の配置、財源の確保、精神科医療機関との連携、保健所・精神保健福祉センターからのバックアップ体制の確保に課題があることが指摘されたことから、市町村には精神保健に関する相談支援を積極的に担うための具体的かつ実行的な方策が求められている。
- 令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定を新設した。
- そのため、本検討チームにおいては、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討することを目的とする。

検討事項

- 相談支援体制に関する課題の整理
- 相談支援体制整備を推進するための方策

検討スケジュール（全4回程度予定）

令和5年2月 第1回検討チーム開催

↳（厚生労働科学研究における調査、分析等）

令和5年夏～秋頃 とりまとめ

構成員（◎は座長、五十音順、敬称略）

岩上 洋一	一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
岡部 正文	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 理事
岡本 秀行	全国精神保健福祉相談員会 理事／川口市保健所 疾病対策課 主査
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 （みんなねっと） 事務局長
桐原 尚之	全国「精神病」者集団 運営委員
小阪 和誠	一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート 専門員研修機構 代表理事
近藤 桂子	生駒市福祉健康部 部長
高山 美恵	富士河口湖町役場住民課 課長
野口 正行	岡山県精神保健福祉センター 所長
◎ 藤井 千代	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長
古谷 靖子	高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課 課長

4